

正誤表

264 ページ 表下から 9 段目

【誤】

社用にも供される車を従業員に貸与している場合	<u>購入価格</u> × 5 × 50%
------------------------	-----------------------

【正】

社用にも供される車を従業員に貸与している場合	<u>購入価格</u> ÷ 5 × 50%
------------------------	-----------------------

267 ページ 2 行目

【誤】

■課税年度

フィリピンにおける法人所得税の課税年度については、原則として「暦年基準」となりますが、12 カ月からなる事業年度を任意で選択することができます。課税年度を変更する場合には、確定申告書の提出日より 30 日以前 に申請書を所轄税務署に提出する必要があります。

【正】

■課税年度

フィリピンにおける法人所得税の課税年度については、原則として「暦年基準」となりますが、12 カ月からなる事業年度を任意で選択することができます。課税年度を変更する場合には、確定申告書の提出日より 60 日以前 に申請書を所轄税務署に提出する必要があります。

277 ページ 3 行目

【誤】

VATの負担者は最終消費者ですが、納付義務を負うのは、年間売上高が1,500,000ペソを超えるVAT課税対象物品の販売あるいはサービスの提供を行う事業者（VAT登録事業者）、ならびに物品の輸入者であり、個人・法人を問わず納税義務が発生します。

VAT納税者はVAT登録業者として内国歳入庁に登録が義務付けられています。

【正】

VATの負担者は最終消費者ですが、納付義務を負うのは、年間売上高が1,919,500ペソを超えるVAT課税対象物品の販売あるいはサービスの提供を行う事業者（VAT登録事業者）、ならびに物品の輸入者であり、個人・法人を問わず納税義務が発生します。

VAT納税者はVAT登録業者として内国歳入庁に登録が義務付けられています。

277 ページ 22 行目

【誤】

[非課税サービス]

- ・年間売上総額が1,500,000ペソ未満の者が提供するサービス
- ・旅客の国内輸送サービス
- ・国際海運、航空サービス
- ・テレビ、ラジオ放送サービス

【正】

[非課税サービス]

- ・年間売上総額が1,919,500ペソ未満の者が提供するサービス
- ・旅客の国内輸送サービス
- ・国際海運、航空サービス
- ・テレビ、ラジオ放送サービス